

悪臭防止法に基づく悪臭規制地域の指定及び規制基準の一部改正について

悪臭防止法（昭和 4 6 年法律第 9 1 号）第 3 条及び第 4 条の規定により，悪臭防止法による悪臭規制地域の指定及び規制基準（令和 6 年新潟市告示第 267 号）の一部を次のとおり改正する。

令和 7 年 5 月 1 3 日

新潟市長 中原 八一

- 1 規制する地域は別図「悪臭規制地域図」のとおりとする。

なお，別図は新潟市環境部環境対策課において縦覧に供する。